

豊橋市週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（主に土木工事）における週休2日制を推進し、建設業における労働環境の改善に向けた意識向上を図ることを目的として、市が施行する週休2日工事について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。また、達成状況の評価方法については、(参考1)～(参考2)によることとする。

(1) 完全週休2日（土日）(参考1)

完全週休2日（土日）とは、(3)対象期間内において「土曜日」「日曜日」を基本の現場閉所日とすることをいう。1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。

ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日(参考2)

月単位の週休2日とは、(3)対象期間内のすべての月ごとにおいて現場閉所率（現場閉所日数/対象期間日数）が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(3) 対象期間 現場施工に着手した日から現場施工が完了した日までをいう。

ただし、準備期間（現場施工に着手した日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）、後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完成日までの期間）、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作（工場修繕）のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災に対する突発的な対応期間、その他受注者の責めに帰さない理由により休工又は現場作業をする期間は除く。

(4) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

(対象工事)

第3条 工事の対象は、市が発注する建設工事（主に土木工事）とする。ただし次の各号に掲げる工事については対象外とする。

- (1) 緊急を要する工事
- (2) 工程が現場条件に大きく制限される工事
- (3) 実工期の内、現地での作業が5日以内で終了する工事

（実施方法）

第4条 発注者は、入札公告及び特記仕様書に「豊橋市週休2日工事実施要領」に基づく工事である旨を明示するものとする。

- 2 受注者は、施工計画書に休日取得計画書（様式1）を添付し、監督員に提出するものとする。
- 3 受注者は、休日の取得状況を記入した様式1に工事打合簿を添付し、毎月5日までに監督員に提出するものとする。この場合において、受注者は、工事記録等の休日の取得状況が確認できる書類を監督員に提示しなければならない。
- 4 週休2日の確保を理由とする工期の変更は認めない。

（工事成績評定）

第5条 発注者は、対象期間内の実施状況を確認し、対象期間内の現場閉所率が28.5%（4週8休）未満となった場合には、工事成績評定の「7 法令遵守 8. その他」において1点減点評価するものとする。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

（工事費の積算）

第6条 発注者は、当初設計時に補正係数を乗じ積算を行う。

- (1) 発注者は当初設計にて、補正係数表の「完全週休2日（土日）」の補正係数を適用する。
- (2) 「完全週休2日（土日）」が達成できない場合、現場閉所状況に応じて以下の補正係数に変更する。
- (3) 現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務については、補正の対象としない。

補正係数表

現場閉所状況 の適用区分	完全週休2日 (土日) ※	月単位の週休2日 (4週8休以上)	月単位の週休2日未満 (補正なし)
労務費	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.02	1.01	1.00
現場管理費率	1.03	1.02	1.00

※当初設計時適用補正係数

- (4) 市場単価の補正対象及び補正係数は別紙1による。
- (5) 土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別紙2による。
- (6) 下水道設計用標準歩掛における市場単価の補正対象及び補正係数は別紙

3による。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月20日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前の公告等により契約を締結した工事については、
なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和8年1月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前の公告等により契約を締結した工事及び施行後の
公告等により契約を締結し令和7年度内にしゅん工する工事については、
なお従前の例による。

週休 2 日工事における市場単価積算の補正係数の設定

別紙 1

名 称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	完全週休 2 日 (土日)
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付杵工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

週休 2 日工事における土木工事標準単価の補正係数の設定

別紙 2

名 称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	完全週休 2 日 (土日)
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 F R P シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーリング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
F R P 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H 型ポラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

下水道用設計標準歩掛における市場単価

別紙 3

名 称	規格・仕様	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	完全週休 2 日 (土日)
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01